

## 事案の概要

11月4日、福岡地方裁判所小倉支部において、9月10日に加重収賄容疑で起訴された、九州地方整備局 下関港湾空港技術調査事務所 調査課 水工係長 中島(旧姓石橋)悟朗被告(47歳)の第1回公判が行われた。

同被告は起訴内容を認め、公訴事実を争わないとして、即日結審した。

### 【罪名及び罰条】

- 加重収賄 刑法第197条の3第1項、第197条第1項前段

### 【検察側求刑】

- 懲役2年6ヶ月、追徴金348,244円

これまで報道等により把握していた事案の概要のうち、公判で明らかにされた起訴状の内容により明確となった事実は次のとおり。

- 令和2年11月から令和3年2月までの海洋環境整備船「がんりゅう」に搭載されているクレーン修理業務を巡り、同被告は山口県下関市の船舶修理会社が受注できるよう便宜を図った見返りに北九州市門司区内の合同庁舎の駐車場で3回にわたり、ワイヤレスイヤホンなど8点(約35万円相当)を受け取った。
- クレーン修理業務は少額随意契約(予定価格100万円以下)で3件に分け、契約額を約100万円水増しして発注したとされ、当該会社が計約227万円で受注していた。

### 【これまでの経緯】

- 令和3年8月22日(日) 収賄の容疑により福岡県警に逮捕
- 令和3年8月23日(月) 福岡県警が福岡地検小倉支部に送検、関門航路事務所に家宅捜査
- 令和3年9月10日(金) 福岡地検小倉支部が福岡地裁小倉支部へ「加重収賄罪」で起訴  
※船舶修理業者の男性職員も同じく「贈賄罪」で在宅起訴

### 【判決公判日】(予定)

- 令和3年12月16日(木)

# 委員会での議論を踏まえたこれまでの対応状況等

## 取組内容

本事案の発生を受けて、九州地方整備局として取り組むべき再発防止策を策定するまでの間、当面の対応として取り組むことができる対策について速やかに実施した。

- ①コンプライアンス研修・講習等を通じた発注者綱紀保持の徹底
- ②通報制度の周知徹底
- ③事業者等に対する応接ルールの徹底
- ④海洋環境整備船等の修理等に係る契約手続きの見直し
- ⑤海洋環境整備船等の少額随意契約に係る内部統制機能の強化
- ⑥採用昇任等基本方針等に基づく人事配置に関する現況の確認

## 対応状況

### ①コンプライアンス研修・講習等を通じた発注者綱紀保持の徹底

- ・綱紀粛正・コンプライアンス保持の周知徹底
- ・贈賄業者の指名停止措置
- ・コンプライアンスミーティングの実施
- ・e-ラーニングの実施
- ・コンプライアンス講習会の実施

### ②通報制度の周知徹底

- ・全職員へ発注者綱紀保持カードのメール送付
- ・発注者綱紀保持カードの所持徹底

### ③事業者等に対する応接ルールの徹底

- ・全職員へ職場の健康づくりポケットブックのメール送付
- ・職場の健康づくりポケットブックの所持徹底
- ・発注者綱紀保持規程の事業者への周知

### ④海洋環境整備船等の修理等に 係る契約手続きの見直し

- ・契約方式の検討に必要な情報の整理
- ・少額随意契約・特命随意契約の適用範囲の周知

### ⑤海洋環境整備船等の少額随意 契約に係る内部統制機能の強化

- ・海洋環境整備船保有事務所の少額随意契約手続きの実務者に関する調査
- ・見積り依頼に係る所長等への事前確認
- ・内部監査の実施(海洋環境整備船保有事務所)
- ・監督・検査の実施に係る注意喚起

### ⑥採用昇任等基本方針等に基づく人事配置に関する現況の確認

- ・同一ポスト等の長期滞留者に関する状況の把握
- ・人事配置に関する関係法令や通達等の再確認

# 不正事案の発生要因及び再発防止策(案)

## 不正事案発生の要因

### 1. コンプライアンス意識の欠如

- ①当該職員のコンプライアンス意識の欠如
  - ・自らの立場を利用し、職務上の不正行為を行った
- ②コンプライアンス意識浸透のための組織としてのフォローアップ不足
  - ・当該職員の綱紀保持規程及び倫理に関する認識の低さ
  - ・組織的なフォローアップ不足
- ③海洋環境整備船等の修理等に係る契約事務におけるコンプライアンスの欠如
  - ・技術的専門性を理由に、契約業務を一人で行っていた
  - ・検査職員は、少額を理由に当該職員の報告のみで処理

### 2. 事業者との不適切な接触

- ①職場における事業者等との不適切な接触
  - ・当該職員は、事業者と一人で対応することが常態化
- ②事業者等の応接ルールについての認識の欠如
  - ・事業者側は、当局の応接ルールに反する行為を繰り返すなかで賄賂を手渡ししていた

## 主な再発防止策(案)

### 1. コンプライアンス意識の一層の浸透

- ①コンプライアンス推進計画に基づく取組の着実な実施
  - ・職員向けメール等による推進計画の取組内容の周知徹底
  - ・「職場の健康づくりポケットブック」の常時携帯の徹底
- ②コンプライアンス意識浸透のための組織的フォローアップ強化
  - ・セルフチェック結果の事務所等単位でのフィードバック
  - ・職員イントラへの本件事案の事実経過の掲示(問題意識啓発)
- ③コンプライアンス講習会の見直し
  - ・業務や契約担当の管理職を対象とした会議等での講習実施
  - ・海洋環境整備船等業務の実務担当者向け講習会の定期開催
- ④少額随意契約の適正な手続きの徹底
  - ・業務担当者と契約担当者の業務の役割分担の徹底
  - ・事務所長、副所長による見積依頼前と契約後の確認の徹底
  - ・監督職員又は検査職員の業務内容と法令責任の周知徹底

### 2. 「事業者等」との接触に関するルールの遵守

- ①事業者等との応接ルールの徹底
  - ・応接ルールを示した「職場の健康づくりポケットブック」の所持確認
  - ・オープンな打ち合わせスペースの設置などによる接触の透明化
- ②事業者等への応接ルール遵守の要請
  - ・「事業者等に対する発注者綱紀保持規程等の周知」の取組徹底
  - ・国家公務員からの賄賂等の不正要求に対する通報の協力要請

# 不正事案の発生要因及び再発防止策(案)

## 3. 海洋環境整備船等の修理等に係る業務の特殊性

- ①技術的に専門性の高い海洋環境整備船等の修理等と属人的な対応
  - ・業務の特殊性から、当該職員の知見や経験に基づく判断が習慣となっており、業務が属人的な対応となっていた

## 3. 海洋環境整備船等の修理等に係る業務の標準化

- ①海洋環境整備船等の修理等に係る知見の共有
  - ・業務担当者向け修理等業務に関するガイドラインの作成
  - ・海洋環境整備船等の修理等実績に関するデータベースの作成
  - ・業務担当者会議等を通じた修理実績等の定期的な情報共有

## 4. 不正を未然に防げなかった職場環境

- ①同一職員が長期間同一業務に従事する人事配置
  - ・当該職員の希望や組織体制等の理由により、6年間同じ業務を担当していたことで業務の属人性が高まり、上司のチェック機能が働かなかった
- ②通報制度に対する認識の低さ
  - ・通報制度を記載した発注者綱紀保持カードの一部不所持
  - ・通報制度の利用にためらいを感じる職員
- ③海洋環境整備船等の修理等の少額随意契約に係る不十分なチェック機能
  - ・内部監査で対象とする少額随意契約の件数は限られている
  - ・監査の実効性を確保するための工夫が必要
- ④職員個々の事情等に対するフォローアップ、職場におけるコミュニケーションの不足等
  - ・当該職員の生活環境等の情報を日頃のコミュニケーションを通じて把握し、組織的にフォローする等の適切な対応が出来ていなかった
  - ・上司や同僚に相談できる職場環境があれば、本事案を未然に防ぐことが出来たかもしれない

## 4. 風通しが良く、不正の芽を見逃さない職場環境づくり

- ①採用昇任等基本方針に基づく人事配置の徹底
  - ・契約等を所掌する職は、原則、同一業務を3年以上継続しない
  - ・職員が日常的に上司と離れた1人勤務とならないよう適切に配置
- ②通報制度の周知徹底
  - ・全職員へメール配信「職場の健康づくりだより」を通じて周知徹底
  - ・職場入口への「発注者綱紀保持カード」の掲示と定期的な確認
- ③少額随意契約に係る内部統制機能の強化
  - ・外部有識者「入札監視委員会」の審議対象に少額随意契約を追加
  - ・内部監査(会計監査)における少額随意契約の執行状況を踏まえた監査対象案件の抽出及び抽出件数の見直し
  - ・海洋環境整備船等の修理等に係る監査項目の重点化
- ④職場全体のコミュニケーションの活性化
  - ・職場内ミーティングやWebミーティングなど、職員間の情報交換の機会を積極的に創出
  - ・上司と部下との信頼関係の醸成及び職員個々の事情等に対する適切なフォローアップ(心の健康づくり)
  - ・職員が悩みや不安を気軽に相談できる風通しの良い職場づくり